

U Aゼンセン見舞金給付申請書に必要な添付書類（休業証明書以外はコピーで可）

「U Aゼンセン見舞金制度給付申請書」と下記の添付書類を送ってください。

※戸籍謄本等にマイナンバーが印字されている場合は、組合員自身でマイナンバー部分を黒塗りしてから申請してください

1. 病気休業・負傷休業

連続休業 30 日以上。申請休業期間内に出退勤スキャン実績があれば連続休業にはなりません。

- ①診断書 または 傷病手当金請求書など医師が傷病名を証明しているもの
 - ②時間給社員⇒休業証明書（店長名で記入の上、店長の公印を押してください。勤務実績表は必要ありません）
日給月給社員⇒勤務実績表
 - ③振込口座申請書
 - 「負傷病気原因区分」が 1.私傷病の場合は①+②+③
 - 「負傷病気原因区分」が 2.業務上の場合は
②+③+「労働者死傷病報告書」+「労働者災害補償保険請求書」
 - 「負傷病気原因区分」が 3.通勤途上の場合は
②+③+「労働者災害補償保険請求書」
- ただし、業務上、通勤途上で労働者災害補償保険請求書に医師による証明がない場合は①が必要です。

2. 組合員死亡

- ・死亡診断書 または 本人が除籍になっている戸籍謄本（全ページ）
- ・振込口座申請書
- ・労働者死傷病報告書（「死亡区分」が 2.業務上、3.通勤途上 の場合のみ必要）

3. 配偶者死亡

- ・配偶者が除籍になっている戸籍謄本（全ページ）
 - ・振込口座申請書
- または
- ・死亡診断書
 - ・配偶者関係がわかる戸籍謄本または住民票（全ページ）
 - ・振込口座申請書

4. 家族死亡…事故死（死産・自殺含）のみ給付。2親等血族は同居のみ対象

< 1 親等血族（実養父母、実養子） >

- ・死亡診断書 または 死体検案書
- ・親子関係がわかる戸籍謄本または住民票（全ページ）
- ・振込口座申請書

< 2 親等血族（実兄弟姉妹、実養祖父母、孫） >

- ・死亡診断書 または 死体検案書
- ・2親等血族関係がわかる戸籍謄本（全ページ）
- ・住民票（または同居の事実がわかる書類）
- ・振込口座申請書

5. 住宅被災

- ・り災証明書 または 被災証明書
- ・住民票 または 運転免許証の両面コピー
（上記証明書で組合員が被災住宅に居住していることが確認できない場合のみ必要）
- ・健康保険証（“有扶養者”で申請の場合のみ、組合員と被扶養者両方が記載されている健康保険証コピーを添付）
- ・振込口座申請書